

# 平成30年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

## — 第1号 —

○会議日時 平成30年9月10日(月) 午前9時30分～午後4時17分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	村尾光子
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘
〃	○	貝木幸男	〃	○	石田陽一
			出席 6人	欠席 0人	

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	瀧澤卓倫	建設水道部長	高德吉男
農政課長	清水光則	農業委員会事務局長	近藤和行
商工観光課長	濱野岳仁	建設課長	栃本邦憲
都市計画課長	近藤善昭	区画整理課長	五月女治
水道課長	保沢明	下水道課長	長塚章
スマートIC建設準備室長	伊澤巳佐雄		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	星野登	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 磯辺香代委員 中村節子委員 石川信夫委員

○一般傍聴者 0名

1. 開会

2. あいさつ 松本賢一委員長、秋山幸男議長、広瀬寿雄市長

3. 概要録署名委員 石田陽一委員

#### 4. 事件

##### 現地調査

畜産振興促進事業

市道 8254 号線外地盤改良工事

夜明け前再整備事業

下野(5)地区農道整備事業 石橋南部④工区道路工事

高速道路利用検討事業(下野スマート I C)

##### 補足説明

なし

##### (1) 付託事件審査について

認定第 2 号 平成29年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について  
【所管関係部分】

##### 質疑・意見

##### [歳入]

##### 13款 2項 3目 農林水産業費負担金

○村尾副委員長：多面的機能支払負担金があるが、国県以外のところから負担金としていただくところがあるのか。

●農政課長：多面的機能支払の割合については、国が50%、県が25%、市が25%となっており、その内の国県部分の75%分が入ってくるが、上三川町と下野市と両方にまたがった部分があり、その分について下野市から支払っているため、上三川町からの負担金として、下野東部地区と成田地区の面積分を案分していただいているということである。

##### 14款 1項 4目 農業使用料

○村尾副委員長：地域振興交流施設、道の駅しもつけの使用料に、充電施設使用料が含まれているが、この充電施設の利用実績は何件ぐらいで、いくらぐらいの収入に相当するのか。

●商工観光課長：電気自動車の充電施設であるが、昨年の利用件数は96件、4万7,000円ほどである。

##### 14款 1項 5目 商工使用料

○村尾副委員長：天平の丘公園使用料が849万円ほどあるが、当初は確か705万

2,000円の計上だったので、かなり利用がふえたのかと思うが、この要因というのとは何か。使用料を値上げしたのか伺う。

- 商工観光課長：値上げではなく、この中には駐車場の料金等もあり、昨年はその辺の利用件数が例年に比べて多かったということである。

#### **14款 1項 6目 土木使用料**

○村尾副委員長：公園使用料も予算に比べて増額になっている。予算が200万円のところ562万円となるが、この要因は何か。

- 都市計画課長：三王山ふれあい公園が新たにオープンしたが、その見込みを少なめに見込んでいたのが主な要因である。

#### **14款 2項 3目 土木手数料**

○五戸委員：都市計画用途地域証明手数料とはどのような手数料か。

- 都市計画課長：市街化区域内の用途地域を証明するものである。

#### **16款 2項 3目 衛生費県補助金**

○村尾副委員長：保健衛生費補助金の中の循環型社会形成推進交付金も経済建設常任委員会の所管ということであるが、この補助金の対象事業は何か。

- 下水道課長：合併処理浄化槽の設置費補助金で、国からの交付ということになる。

○村尾副委員長：合併処理浄化槽設置費補助金が県からきて、同じ事業で国からくるものを循環型社会形成とうことで分けているということですね。了解した。

#### **16款 2項 4目 農林水産業費県補助金**

○石田委員：農業費補助金の中の産地パワーアップ補助金1,400万円の主な内訳を伺う。

- 農政課長：これは効率的な産地作りを実現するために産地をパワーアップするための補助金で、国から全額の1,491万4,000円が一括して入ってくるものである。

○石田委員：目的や支払先が決まっていなくても入るものか。

- 農政課長：金額が確定してから入るものである。

#### **17款 1項 1目 財産貸付収入**

○五戸委員：自動販売機等設置料672万1,220円とあるが、何台ぐらい設置したというのわかるか。

- 農政課長：所管部分について、農政課については天平の丘の農村レストランし

もつけレストハウスに1台、2万3,000円ということでの歳入である。

- 商工観光課長：同じく天平の丘にある、はくつる会を經由して4台、2万3,000円の4台で9万円ほどが商工観光課の所管である。
- 都市計画課長：都市計画課所管分については、蔓巻公園に設置している自動販売機の2台分となる。

### 21款4項3目 雑入

- 石田委員：返還金が3種類出ているが、補助金の返還金の歳入というのはどのような意味か。
- 農政課長：3種類というのは、認定農業者規模拡大支援事業補助金返還金2万7,730円と農用地利用集積確保事業補助金返還金2万8,093円については、土地の貸し借りを1名ずつ両者が行う予定で補助金をもらっていたが、両者間での契約が破棄となり、補助金の返還をしたということである。経営体育成支援事業補助金返還金45万6,661円については、この補助金の算定において消費税を抜いた金額で算定すべきところを、消費税を含んで補助金を支出してしまったためにその差額分を返還したものである。これについては、3名分ということになる。
  
- 村尾副委員長：農業者年金業務委託金があるが、どこから委託されるのか。
- 農業委員会事務局長：農業者年金基金のほうからの業務委託と手数料である。
  
- 石田委員：多面的機能支払事業交付金返還金について伺う。
- 農政課長：こちらについては、東南部環境地区保全会で補助金をいただいていたが、陸砂利採取のために一部の地区を環境保全会の地区から外したので、その地区223アール分を返還したということである。
- 石田委員：今回は223アールの陸砂利を取っているが、何年後かに取り終わればまたエリアに入るとのことか。
- 農政課長：完全に元に戻って、また申請すれば戻ることになる。
- 石田委員：農地ではなくなったという意味ね。
- 農政課長：現行では農地ではなく環境保全をする区域ではなくなってしまったので、今は外したということである。
- 石田委員：砂利採取は一時転用である。砂利採取面積もカウントでエリアには入っていたかもしれないが、一時転用でも抜かなくてはだめなんだね。
- 農政課長：現行ではそういうことになる。
- 石田委員：了解した。

## [歳出]

### 4款1項3目 環境衛生費

- 村尾副委員長：浄化槽設置補助事業が環境衛生費の中にあるが、予算では15基分、実績では16基付けられたということであった。浄化槽を設置できる区域は決まっているが、あと何件ほど付けねばならないのか、何件ほど付けてほしいお宅があるのか。毎年少しずつ設置されているが、公共下水道、農業集落排水以外で合併浄化槽が必要なお宅は。
- 下水道課長：必要なというのではなく、新築や建て替えをする時に浄化槽を設置することがあるので、現在何件浄化槽がなくて何件に入れるかという把握はしていない。申請があつて始めて交付の手続きをしていくというやり方となっている。
- 村尾副委員長： そうすると、下水道事業計画区域とか農業集落排水区域以外にどのくらいの世帯があるかということになるかとは思いますが、それは把握していないということか。
- 下水道課長： 世帯自体はわかるが、すでに浄化槽が入っている世帯がどのくらいであるとか、まだどのくらいが入れていないとか、その辺の数字は出していない。
- 村尾副委員長： 了解した、わからないのであればしょうがないので。

### 5款1項1目 労働諸費

- 石田委員： 雇用支援対策費100万円については、何人くらいに補助金を出しているのか。
- 商工観光課長： 29年度は5社で5人、1人20万円である。
- 石田委員： これは何カ月以上ということで、勤務期間はあるのか。
- 商工観光課長： 6カ月勤務で、その先6カ月以内に交付ということである。

### 6款1項1目 農業委員会費

- 石田委員： 農業者年金業務委託事業について、制度的に農業委員が農業者年金の加入促進をしているわけであるが、現在は新しい委員になったと思うが、今までの農業委員の中で年金制度に加入していた人は何人くらいいたのか。どのくらいの割合でいたのか伺う。
- 農業委員会事務局長： 手元に資料がないので、後ほど調べて報告する。
- 石田委員： 新制度は、いくつになったらもらえるという制度ではないのか。
- 農業委員会事務局長： 65歳になると受給開始となる。加入については、60歳までの期間が1カ月でもあり農業をやっている人であれば加入することができる。
- 石田委員： 前回の委員さんがどのくらいの割合であったのか、後で結構なの

でお願いします。

- 村尾副委員長： 農業経営向上支援事業について、家族経営協定の締結を推進したとのことであるが、29年度の実績を伺う。また、家族経営協定を締結された経営者たちがどのような成果を持っているのかを伺う。
- 農業委員会事務局長： 29年度中に新規に締結した数については、手持ち資料がないので後で調べて報告する。現在は172件の農家で家族経営協定を結んでおり、最近の理由については、息子さんが農業者年金に加入するためとか、親子で認定農業者の認定を受けるとか、そういった形で結ぶ場合が多い状況である。
- 農業委員会事務局長： 石田議員より前期の農業委員の内、農業者年金に加入しているのは何名かというご質問をいただき、27名の農業委員の内、現在需給中が4名、65歳となり請求を待っている者が1名、現在60歳前で保険料を払い加入している者が1名で、合計6名となっている。

#### **6款1項2目 農業総務費**

- 村尾副委員長： 償還金について、何の償還金に当たるのか伺う。
- 農政課長： 先ほど、歳入のところで石田委員の質問でお答えした、経営体育成支援事業補助金返還金の歳出部分、国に返す部分になる。
- 村尾副委員長： 了解した。

#### **6款1項3目 農業振興費**

- 坂村委員： 地元農畜産物普及事業について、詳細を伺う。
- 農政課長： 地元農家の特産品であるかんぴょうなどを東京でPRする事業である。こちらについては、地元農畜産物普及事業の委託ということで、140万円株式会社ギリーという会社に委託し、東京でのPR等を行ったものである。内容として、かんぴょうサミットについては、かんぴょうをさまざまな角度からPRし、東京圏を中心に知名度をアップさせるとともに、生産振興・消費拡大につなげるということで、かんぴょう農家とレストランチェーンなどが集まり、かんぴょうの振興を図ったものである。ほかに、かんぴょうメニューの会については、かんぴょう料理を食べながら、アイデアを出し合うということで、かんぴょう生産者と行政と料理人とで協議を行ったというものである。次のかんぴょう交流会については、かんぴょうに関係する者が一堂に会し交流することにより、情報やアイデアを出し合い、かんぴょう振興につなげるということで、道の駅しもつけにおいて、料理人・研究者・消費者・生産者・メディア等が集まり、かんぴょうの交流を図ったというものである。最後の東

京ベジツアーについては、バイヤーやシェフから野菜事情を直接聞き、東京で求められる野菜がどのようなものであるかを知るということで、農業者6名が東京伊勢丹のバイヤー等からレクチャーしていただいたという事業になる。事業費のうち一番大きなものが委託料140万4,000円で、職員の旅費等と合わせて149万2,652円ということである。

○村尾副委員長： 環境保全型農業推進事業について、例えば、低農薬栽培支援事業3団体、有機JAS法取得・取組支援事業3団体、環境保全型農業直接支払交付金3団体と附属資料にあるが、ここに出されているのは同じ3団体であるのか、それともそれぞれ違う団体なのか。また、現在、有機JAS法の認定を受けている生産者はどのくらいいるのか。

●農政課長： 有機JAS法取組支援については、南河内有機生産グループという1グループと、個人1名ということで2団体が対象になっている。リンクT・チャレンジ支援事業が2名11万7,000円、有機JAS法取組が今申したように2団体、1団体と1名。有機JAS法取得支援が1名。低農薬栽培支援が3団体ということで、JAおやま1団体とJAうつのみや2団体。畑地帯環境整備支援が2団体で、JAおやまとJAうつのみやとなる。土壌診断については77名が対象となっている。環境保全型農業直接支払交付金3団体については、南河内有機生産グループ、しらさぎ有機農業推進協議会、農大28会という3団体が対象となっている。

○村尾副委員長： ちゃんと書き取れなかったもので、後でリストとしていただきたい。

●農政課長： はい。

○村尾副委員長： 産地パワーアップ事業について、附属資料に「地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、産地が一丸となって収益力強化に計画的に取り組む」とある。例えば、ナイアガラ育苗システム、パイプハウス、それから光合成促進機、炭酸ガス殺ダニ装置などと書いてあるが、産地が一丸となってということは、共同で機械設備のリースを受けたりするという意味であるのか。この一丸となって、という意味がわからないが。

●農政課長： こちらについては、対象となっているのがイチゴ栽培ということであり、産地というのはイチゴの産地という意味で捉えていただければと思う。イチゴ栽培をしている産地のパワーアップを図るための補助金で、補助率2分の1以内ということである。29年度に関しては11経営体がイチゴのための施設や機器、炭酸ガス殺ダニ装置、光合成促進機、ナイアガラ育苗システムなどを購入するための補助金ということになる。

○村尾副委員長： 11経営体ということは、個人も含まれているということですよ

ろしいか。法人組織になっているとか、そういうことを指すのか。

●農政課長： 個人と法人と、個人と経営団体と両方ということである。

○村尾副委員長： 了解した。

○石田委員： 村尾委員の質問の中で、畜産振興促進事業の中でいろいろな対策事業には補助金を出してやっているが、下野市の食用牛に対する、J Aおやま、J Aうつのみや、子牛が100万円近くもするという時代になり、生産農家がもう続けていけないという話が出ている。本当にこれで終わりにさせていいのか、下野市からも日本一の牛が出たこともあるわけなので、いつも言っているが、地域としての支援、小山市、宇都宮市はお金も出しているようである。農協単位か市単位で出すべきかは別として、子牛を買う時に何万円かの補助を出している地域もあるので、決算上は出ていないが、来年度、再来年度に向けて、子牛が昔の3倍ほどの値段になっている。生産者はもう続けられないという状況があるので、何万円でも補助事業として出す方向で予算を組んでもらえないかということが意見としてあるのでお願いしたい。

●農政課長： 議員がおっしゃるとおり、市にはそのような補助がない。その代り公害関係の補助が、小山市にはないが下野市にはあるということもある。たしかに、子牛の価格が高騰していることもあるので、やるとは言えないが、検討させていただく。

○村尾副委員長： 農業振興費の中の農業振興地域整備促進事業、これは委員報酬ということであるが、附属資料を見ると農地除外や用途区域変更の事務を行ったという報告があるが、それぞれ件数と面積はどのようなようであるか、平成29年度の実績を伺う。

●農政課長： 面積について把握していないので、後ほどお知らせしたい。会議については、29年度は3回実施しており、その委員報酬である。

●農政課長： 村尾委員からご質問があった附属資料103ページの環境保全型農業推進事業の団体の内訳について、資料を用意したので説明する。低農薬栽培支援事業は3団体でJ A小山、J A宇都宮いちご専門部南河内支部、J A宇都宮青果部会連絡協議会の団体が窓口となって申請者の取りまとめを行っているというものである。申請者は34名となっている。畑地帯環境整備支援事業は2団体でJ A小山とJ A宇都宮となっているが、こちらも同様に窓口となって申請の取りまとめを行っているということになる。あと、団体としては、有機J A S法（取組）支援事業で1団体、南河内有機生産グループ、環境保全型農業直接支払交付金で3団体、南河内有機生産グループ、しらさぎ有機農業推進協議会、農大28会が申請をしている。内訳については以上である。もう一

点、附属資料の107ページ、農業振興整備促進事業の中で農地の除外や用途区分の変更や面積について、農業振興地域からの除外が5件、6筆、面積が4,468平方メートルとなる。逆に編入となるのが、3件、36筆、3万8,102平方メートルとなる。面積が多いのは県営の薬師寺・柴地区のほ場整備事業への進捗に伴う農振地域への編入である。もう一つの、かけ違いと一般的に呼ばれている農業振興地域に指定した際の誤謬の訂正が2件、3筆あり、1,606平方メートルとなっている。平成29年度農地除外、用途区分の変更については以上となる。

○村尾副委員長：担い手総合対策支援事業があり、新規就農者に対する支援を実施しているわけだが、市内で新規就農者は何人いたのか。

●農政課長：平成29年度は6名である。

○村尾副委員長：6名ということだが、附属資料の105ページの新規就農総合支援事業の次世代という部分にあたるのか。次世代と新規就農者向けを分けているが、次世代とはいわゆる後継者のことか。新規就農というと、まったく農業と関係なかった方が農業者になることかと思っていたが、言葉の説明を願う。

●農政課長：完全に新規に就農する方もいるが、跡取りという方もいる。経営体としては別という考えで新規就農としている。人数がもう少し多いのではということについては、以前からの方についても加算して、給付を受けている人数はもっと多い状況である。

#### 6款1項4目 畜産業費

○村尾副委員長：畜産振興促進事業における家畜自衛公害防止対策事業の補助金について、現地調査で回っていただいたが、臭気までは確認できなかったが、25件消臭剤を配付しているとのことである。それに対しての対策は講じているということだとは思いますが、苦情に対する対策はどのように講じているのか伺う。

●農政課長：きょう現地調査で視察いただいた牧場については、何回か苦情が来ていることは事実である。市としても、どういう対策をしているのかということで現地を視察し、生産者にも会って状況を聞いているが、状況については適正な処理をしているということである。また、消臭剤については、餌に混ぜて食べさせて、排せつ物のおいを軽減するというので、それも確実にやっているということである。ある程度制限できているということも確認している。工作物、建物の囲いもしてあるし、生産方法についてもちゃんと対策をしているということ、適正な運営をしているということは確認している。

○村尾副委員長：臭気が激しい、ひどい時に、実際にあの周辺に行ったことは

あるか。

- 農政課長： 苦情が来てから私どもが行っても、苦情がひどいというのがどの程度かということは、目に見えるものではないので難しいが、苦情がある度に近くへは行っている。
- 村尾副委員長： きょうは車中からだったので感じられなかったが、ひどい時は外に出られないくらいである。そういったことは、本当に、幸せ実感下野市になるのか、というふうに思う。転居された方もいるということと、つい最近いただいたご連絡では、土地の評価が下がって、これが広がると下野市の評判が下がるのではないかと、移住促進どころか転居促進になってしまうのではないかと、そういうふうに言われたりもする。その方は、牛舎のほうが先だったかもしれないが、住宅団地がこれほどあるのだから、むしろ牛舎の移転策も考えたらどうかと。そういうことを言うくらいに甚だ困っているようであったので、本当に激しい時にその場に行ってみないとわからないと思う。ひどい時には駅前まで漂ってくるので、やはり何らかの、現行どおりではなくて新たな対策を講じるべきと思うが、いかがか。
- 農政課長： おっしゃるとおりである。そういうことがあるのであれば、今の補助制度に加算して、何らかの方法を検討させていただきたいと思う。
- 村尾副委員長： よろしくお願ひしたい。

## 7款1項2目 商工業振興費

- 石田委員： 観光協会への地域おこし協力隊の配置について伺う。
- 産業振興部長： 平成30年度の事業であり、1名については採用するかどうかという段階かと思う。勤務先は、天平の丘公園内の10ピクニックテーブルスということで、別にもう1名募集をしており、観光協会での勤務ということで準備を進めている。
- 村尾副委員長： 商工業振興費、工業団地管理事業の中で工事請負費52万9,200円というのはマンホールの蓋の修繕ということであるが、マンホール下は雨水排水かと思うが、下水道事業でなく、商工業振興の中でやる理由は何か。
- 商工観光課長： こちらについては、柴の工業団地から坪山工業団地の雨水の池をとおり田川に放流しているものになる。昨年度は全92カ所あったうちの2カ所が残っており、そこについて実施した。あくまでも工業用の排水ということで所管が商工観光課になっている。ただし、石橋の工業団地については建設課が所管ということもあるので、そのあたりは整理していかなければならないと感じている。
- 村尾副委員長： 調整池からの排水というよりは、各工場などの施設からの排水に接続しているマンホールということか。

- 商工観光課長： 各工業団地内で処理された水や雨水が、側溝をとおり小金井の自動車学校の北にある調整池に入り、それが流れ出ていく。それと下坪山の工業団地にある途中の雨水管のマンホールの蓋が、内圧がかかると飛んでしまうものだったのでそれを直した。現道、県道上にあるマンホールである。
- 村尾副委員長： それは下水道事業の範疇ではないかというふうに戻ってしまうが、それを建設課や商工観光課でやるのは、産業振興という意味からなのか。
- 商工観光課長： 当時は土地開発公社でやったと思うが、そのエリアの水を田川に出すということで、事業者が認可を取ってやっているの、公共下水道とは意味が違うと考える。
- 村尾副委員長： 国分寺町時代に土地開発公社が実施した事業ということですね。中小企業支援事業の融資の件数はどのくらいか。
- 商工観光課長： 新規の融資については、平成29年度は運転資金、設備資金、円滑化資金、創業資金を合わせて179件ほどとなっている。
- 村尾副委員長： 中小企業制度融資促進事業は、市の制度融資を受けた件数に関係することか。中小企業制度融資の信用保証料補助が173件であるが、これは別物か。中小企業制度金融利子補給5件とあるが、これはまた別な融資を受けた場合の利子補給ということか。
- 商工観光課長： 先ほどの制度融資については、新規に融資を受けた件数が179件ということである。173件については保証料の補助をしているので、その件数である。利子補給については、栃木県中小企業設備資金及び日本政策金融公庫設備資金の関係のものであり、平成29年度は18万8,789円の5件ということである。
- 村尾副委員長： 制度は違うところがあるということだが、市の制度の融資を受けても、保証料の補助を受けないものもあるということなので理解してよいか。179件は新規でありそこに対する保証料補助はまた別ということか。
- 商工観光課長： 融資についても、一括で返済というケースもあるので、返戻なども合わせると数は変わってくる。

### 7款1項3目 観光費

- 村尾副委員長： 観光費の中で、電動アシスト付自転車を配置したとあるが、貸し出し状況と使用料収入はどのようなようであったか。
- 商工観光課長： 電動アシスト付自転車18台であるが、手元に資料がないので申し訳ありません。小金井駅から天平の花まつり時に使うのが主である。石橋駅にも配置してあるが、利用の形態が異なり工業団地で働く方の利用があるが、電動アシスト付自転車はあまり利用していない。今月、利用料金を値下げして、利用促進を図っている状況である。後ほどお持ちする。

- 商工観光課長：先ほど村尾委員からご質問があった電動アシスト付自転車の利用状況であるが、29年度は3月に購入のため、4月・5月の実績では43台である。333台全部で利用があったが、43台で13%の電動アシスト付自転車の利用状況である。

### 8款2項1目 道路維持費

- 五戸委員：道路アンダー定期点検・修繕事業で、下野アンダー4番を修繕したということであるが、仁良川の住民から4号バイパスのアンダー7番が大雨になると四方八方から水が流れて、排水溝があるが片方の1カ所だけが全然草刈りしていなくて水が詰まってしまうという問い合わせがきた。そこをぜひ見ていただきたいということをお願いする。
- 建設課長：ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた下野アンダー7番は、かつての南河内庁舎からグリーンタウンに向かう新4号線の下を通過する部分だと思うが、これについてはご指摘のとおり大雨が降ると排水溝がポンプアップで排水しているわけではないので、従来から冠水しやすい場所であった。今年度当初に排水溝について一部手を加えて、今までよりも水の吸い口広がりやを少し多めにとって対策をしたところである。理由とすれば排水部分が非常に小さいので、通過した方が捨ててしまったり、どこからか飛んできたレジ袋でふさがっただけでも排水溝がふさがってしまうということで、少しでも間口を大きくすることが方法としてあるのではないかとということで施工を施した。ご指摘いただいた草刈り関係についても改めて現地を確認した上で、効果的な冠水対策になるように対応させていただきたいと思う。
- 五戸委員：あの辺裏通り扱いになって、車のおりが多いのでよろしく願います。
- 建設課長：ご指摘があった、下野アンダー7の回答について、場所が1つ異なる下野アンダー6についての内容の説明をしてしまったためそれについて訂正させていただく。なお、ご指摘いただいた下野アンダー7については、改めて現地を確認させていただき適切に対応させていただき、できるだけ応じられればと思う。大変失礼しました。
- 貝木委員：通学路安全施設整備事業について、どんな工事内容なのかと、どの地域の通学路の工事なのか伺う。
- 建設課長：この事業の中身であるが、通学路の路側帯に、グリーンベルトという表現を使っているかどうかと思うが、路側帯を通学する児童の安全確保や

視認性を良くするために、グリーンで通常の外側線白線の外側にグリーンの区域を路肩部分につくっていくというようなことを基本的にやっている。道路の幅員上グリーンの一部が設けられない部分については、外側線を再度整備し直しているようなことをやっている。地区については、昨年度は石橋小学校地域で1カ所で、石橋庁舎南側の市道2243号線を445メートルほど行った所。薬師寺小学校については、成田・町田の区間。国分寺東小学校区域については1カ所。国分寺小学校学区内においては川中子地内と国分寺庁舎の南側の2カ所。合計で、5カ所対応した。

### 8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 村尾副委員長：一般市道整備事業があるが、これはあまり大きくない生活道路の修繕要望に答えて実施していると思うが、建設業協会と聞いたような気がするが、緑二丁目あたりに「えにし」という焼き鳥屋さんがあって、その東側の小金井方面から来る道が旧南河内町に入ると町時代舗装が切れて幅員が狭くなる場所がある。そこの拡幅と舗装の要望書を出したと聞いているが、受け取って何か対策を講じることになっているのか。要望書提出という話は聞かれていないか。
- 建設課長：ご指摘いただいた市道の要望については、再度確認したいと思う。改めて確認であるが、南河内地内に入ってから狭くなっているのが拡幅の要望ということですね。生活道路の要望カ所とか毎年自治会長さん等を通じて要望いただいているので、中身について再度確認をしてみたいと思うが、掌握している中では拡幅という要望までは認識してはいない。一步踏み込むと「えにし」から入った所、調整池の前、グリーントウン地内の振動とか舗装とか通常の適正な維持管理をもう少し徹底してほしいというご意見をいただいているところである。
- 村尾副委員長：私が今言及した所は合併前の時代だったと思うが、国分寺町が小金井方面からの所を整備する時に、南河内も一緒にやるという話があったそうだが、地権者が周辺のお宅が同意しなかったということで、南河内分はそのままになっているという話を聞いたことがある。今、生活道路の修繕は自治会長を通じて要望を出すことになっていますよね。私が伺った、要望された方は国分寺地区の方であり、そこは緑地区に相当する所なので、自治会を通じてお願いするのがしにくい状況なのかと思うが、そのような時にはどういった対応をしたらよいか伺う。
- 建設課長：確かに旧行政改界、今、緑とおっしゃられたが、国分寺地内では烏ヶ森といった地区になるのかと思うが、新市のルールとすれば地元の自治会長さんを通じて地域の意見として集約していただいて、まずは要望を上げていただくというような形で処理をさせていただいているので、それで生活道

路であれば修繕させていただく。もう少し市の全体的な道路計画の中に位置付けるのであればまた発展させるという手順で考えているところである。地域的なことであるので、場所等に認識の違いがあるといけないと思うので、改めて確認をさせていただきたいと思うのでよろしく願います。

- 村尾副委員長：仁良川地区道路整備事業の中で負担金2,900万円、公共事業者管理者負担金となっているが、これは道路整備事業に係る管理者負担金だと思うので、この負担割合はどのように決められるのか。
- 区画整理課長：副委員長がおっしゃられたとおり、土地区画整理で確保される道路、公園等市が取得する場合、区画整理施行者が市に用地の取得に要する費用の範囲内で区画整理事業の負担金を求めることができるというもので、土地区画整理法の第120条で定められている。負担の割合であるが、今年度は2,900万円で、これは5年間の協定になっており、平成25年度から平成29年度までの5年間で、合計3億90万円となっている。29年度は最終年度になるので、今回2,900万円ということになる。
- 村尾副委員長：法に基づいて協定を結んで決めたということであるが、誰と協定を結ぶのか。
- 区画整理課長：施行者と市ということで、市長と市長、建設課と区画整理課となってしまうが、施行者と管理者という形となる。
- 村尾副委員長：施行者と行政、市ということは、協定書を交わすことになると思うが、何か市長が市長に出すという形であるか。
- 建設課長：道路事業であるので補足させていただきたいと思う。どちらも市長という話であるが、基本的には仁良川地区道路整備と銘うっているが、これは区画整理整備地域内での道路である。あくまでも区画整理を促進させるために道路については本来道路管理者のほうでやるべきもの、区画整理事業は本来の造成であったり移転補償であったりやるものと、あくまでも補助制度を有効に活用させる意味で、このような方法を取らせていただいているわけである。それなので道路管理者ということで下野市長、所管については建設課、区画整理事業についてはこれも施行者は下野市長であるが、あくまでも管理・所管課は区画整理課であるので、結果的に市長と市長の協定となるが、そのようなことである。あくまでも下野市の場合は下野市で直接区画整理事業を行っている以上、そのような現象が起こる。
- 村尾副委員長：市長と市長間の協定というのを文書で残すことになるのか。
- 区画整理課長：お見込みのとおりで、文書で毎年締結している。
- 村尾副委員長：毎年というのは、道路とか公園とかの事業ごとに締結するということですね。

## 8款4項1目 都市計画総務費

○坂村委員：集約都市形成事業であるが、金額をみるとかなりの額を使われている。立地適正化計画策定支援業務委託858万6,000円であるが、これだけの額がかかってしまうものなのか。詳細を教えてください。

●都市計画課長：委員がおっしゃられたとおり、集約都市形成事業は立地適正化計画の策定を行っている事業であり、主な支出としては、立地適正化計画の策定支援業務の委託で858万6,000円を支出している。

○坂村委員：これは業者に策定を依頼しているということか。

●都市計画課長：策定の支援業務ということで、最終的には計画書の策定までを委託しているものである。策定にあたっては庁内で検討委員会をつくったりして業者にまかせっきりではなく、職員も意見を出しながら策定している。

○村尾副委員長：都市計画総務事務費の中に補助金があり、この中に木造住宅の耐震診断と改修補助があるが、耐震診断したほうがよい家屋は市内にどのくらいあって既に何件耐震診断を受けられたのかわかるか。

●都市計画課長：手元に資料がないため後ほど調べてお答えする。

●都市計画課長：村尾副委員長よりご質問のあった、耐震診断の補助金の関係で、これから耐震診断が必要な住宅がどれくらい残っているのか、というご質問であった。平成29年3月に下野市の建築物耐震改修促進計画を改定しており、その時の数字を基にご説明する。平成28年3月末現在、本市の戸建て住宅と共同住宅を含めた住宅戸数が2万2,360戸あり、戸建ての住宅が1万6,401戸ある。このうち昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅が3,047戸ある。その内耐震改修済み、耐震性があると判断された住宅が633戸あり、残りの2,414戸が耐震性を有していない住宅となる。

○坂村委員：定住希望者住宅取得支援事業について、東京圏からの市内定住希望者の住宅取得に際して、希望者の宅地に家庭菜園等の整備補助を実施しとあるが、どのようにPR等行っているか伺う。

●都市計画課長：PR方法は、転入で窓口に来られた時に転入セットの補助金や家庭菜園事業のチラシを一緒に配ったり、年に一度東京方面での催し物があるので、出向いてPRを行ったりしている。ホームページ等にも掲載し周知を行っている。

○坂村委員：今移住している市民への同じような推進事業はあるのか。移住希望者だけではなく、現市民への同じようなサービスはあるのか伺う。

●都市計画課長：現在は定住促進ということで東京圏からの転入された方への補助だけである。保留地の取得については、東京圏だけではなく市内在住の市

民の方も対象となっている。

- 村尾副委員長：定住促進事業だが、どちらから転居された方々に補助したのか伺う。
- 都市計画課長：転入元については調べていないが、定住した住所は、下古山、文教が1件ずつ、仁良川が2件、小金井が1件になる。転入元については、調べて後ほど回答する。

#### **8款4項2目 土地区画整理費**

- 村尾副委員長：工事請負費が46万4,400円ある。仁良川地区で地下埋蔵物を撤去したとあるが、何が出てきたのか。その処理をどのようにしたのか。
- 区画整理課長：小金井の駅西南部土地区画整理事業が既に完了しているが、この地区の埋設物の撤去工事である。地権者がこちらを売買するにあたり状況を確認したところ、中に建物の基礎のようなものが若干残っており、その撤去作業に係る費用である。
- 村尾副委員長：保留地を売却する時に出てきたということか。それとも区画整理の事業で手落ちがあったということになるのか。
- 区画整理課長：こちらについては、個人所有の土地である。その土地について確認できたので、原因者として市が撤去作業を行ったということである。
- 村尾副委員長：区画整理を実施した所ですよ。個人所有ということは、区画整理後そこに越してきたお宅ということになるのか。もともとその方が持っていた土地から出てきたということか。
- 区画整理課長：この土地は従前は違う方が所有されていた土地で、換地により新しく所有された方である。
- 村尾副委員長：区画整理の施行者、つまり町や市の責任だということで撤去したということですね。

#### **8款4項4目 公園費**

- 村尾副委員長：公園施設長寿命化事業ということで、計画を策定したと報告されているが、長寿命化の基本方針はどのように決められたのか。これまでの設備の撤去更新工事等を行ったとあるが、木製の物はかなり老朽化して取り壊しが多いような気がするが、基本的な考え方はどのようなものか。
- 都市計画課長：市内の公園について、設置からだいぶ経過している公園がほとんどである。これらの公園の更新・修繕が今後一度に出てくることがあるので、これらを平準化するために年度を分けてそれぞれ修繕の計画を立てていくということで、長寿命化計画の策定をしたところである。
- 村尾副委員長：その基本方針の中に、木製の使用の物は撤去しようとか、そう

いう基本的な考え方があるのか。

- 都市計画課長：予防保全ということがあり、壊れる前に年度を決めて更新していくことになる。木製だから金属製だからということではなく、それぞれ良い面悪い面があるため、木製の遊具を使わないということではない。
- 村尾副委員長：撤去されたものは何年か後には新たに更新されるということになるのか。
- 都市計画課長：基本的には撤去して更新していく考えでいる。
- 村尾副委員長：長寿命化と趣旨は違うかもしれないが、今後の公園を維持していく長期計画の中に、公園に健康づくりに役立つ器具を設置などというのは入っていないか。入っているとありがたいが。
- 都市計画課長：長寿命化計画の中では現在設置されているベンチや遊具の公園の施設を長寿命化させるための計画であるので、新たな公園の目的というのはこの計画の中では考えていない。

## 12款1項 公債費

- 村尾副委員長：所管部分として、公債費の中に含まれているということであるが、決算書からは全然わからない。元金償還金は所管部分としてはどのくらいあるのかだいたいなのでお願いする。
- 建設課長：12款の公債費の所管ごとの内訳というご質問では、私ども建設課では道路橋梁費に関する公債費がどのくらいなのかということ把握しているかということかと思うが、財政課のほうでの公債費は一括管理しているため、本来であればこの辺まで把握していることが望ましいかと思うが、現在では所管ごとでは捉えていない。

### (総括質疑)

## 6款1項1目 農地費

- 村尾副委員長：農村公園管理事業の中で、トウサワトラノオPR用菓子開発業務で40万円が支出されたようであるが、この成果品はどのようなものであるか。販売に向けてどういうふうを活用していくのか。PRで提供するだけなのか、これからの活用の仕方を伺いたい。
- 農政課長：菓子開発については、管理業務とあわせて60万円ということで、相対的な事業が行われている。この内訳としては、看板の設置委託12万4,740円、草刈り時の草処分等が20万8,000円、作業手数料等が10万5,000円等がある。お菓子の製造委託については、株式会社曙フーズに委託をしており、こちらが約5万9,205円ということをお願いしている。こちらについては、お菓子のブランドの開発贈答品ということで、試作品の製作委託をお願いしたが、完成した商品を東根自治会を初めとした実行委員会のほうで試食したが、もうひと

つ塩梅が良くないということで、販売するまでには至らなかったということで、試作品段階で終わりになっている。今後の販売予定は今のところないという状況である。

○村尾副委員長：これは県の補助金も受けているようであるが、これは成功しませんでしたで終わるものなのか、それとも試作し直して新たな開発につながるものなのか。

●農政課長：県支出金のわがまち未来創造補助金をいただいているということで、25万6,000円の県支出金が入っているが、試作までは実施したので、そこまでは行ったということで交付金の返還の話までは今のところはない。

○村尾副委員長：PR用の菓子開発業務というのは、成功したのかどうか。実施されたでしょうが、評価はどのようにされているのか。

●農政課長：商品を作って試作まで行って、そこまでは成功かと思うが、それを評価した結果が販売するのが難しい。実際にトウサワトラノオを使って粉にしたとか粉末が餡の中に入っているとかではなかったらしいので、パッケージにトウサワトラノオの絵が書いてあるだけで、中身はパイまんじゅうということで、これでは売れないということになったようである。ある程度数を作ってもこれでは売れないのではないかとということで、そこで終了となったということである。

○村尾副委員長：パイまんじゅうの前に餅ドラのようなものを作らなかったか。袋だけが書いてあったような気がしたが、その前の試作品の記憶はないか。

●農政課長：申し訳ないが聞いていない。

○村尾副委員長：補助事業になるかどうかかわからないが、PRにつなげた何かお土産的なものが開発できたらすごくいいと思うので、何かの補助事業を適用させて何かの形で実現させていくという方向にはならないのか。

●産業振興部長：トウサワトラノオをPRしようということで、曙フーズさんの菓子は、課長からも説明があったように、中身に粉があるとかそういう物ではなくて、イチゴを使ったパイなど3種類ほど試作を行った。物としてはある程度数ができたので、確か、北桜高校の生徒たちに配られたりと、そんな使い方ができたりと、製品としてはできた状況である。ただ、販売のスタイルとして、袋の表に写真なりシールなりを貼ってというところがあり、展開としては、例えば道の駅で売ってはどうかという検討もしていた。ただ生産する中で、販売のロット数等の関係もあり、曙フーズさんもなかなか商業ベースで持っていくにはあまりにもロット数が少ないということもあり、なかなかそこまで行けなかったという事実がある。取り組みとしては、パイまんじゅうを使ってトウサワトラノオを知らしめたいということであり、物としてはできたが、最終的にそれを商品化してというところまで行かなかったという状況である。

- 都市計画課長：先ほどの、定住促進住宅新築補助金について、どちらから転入かとの質問について報告する。平成29年度は東京都から2件、神奈川県から3件、合計5件ということになっている。

### 7款1項1目 商工総務費

- 村尾副委員長：商工振興事務費における栃木県高度技術産学連携地域対象事業補助金について、事業内容を説明されたい。
- 商工観光課長：中小企業者の技術の高度化や新たな事業活動への取り組みを支援するということで、サポートユアビジネス事業というものを実施している。中小企業が実施する新製品や新技術開発に要する経費の一部を助成しているものである。助成限度額は150万円、助成率は2分の1以内、環境・住宅・食品・情報通信等に対して実施している。これは高度技術産学連携地域ということで、宇都宮市・鹿沼市・日光市・真岡市・下野市・上三川町・芳賀町・壬生町、高根沢町の、5市4町で組織化してやっている事業で、そこに対しての補助金ということで27万円を支出している状況である。
- 村尾副委員長：これは組織に対する補助金であって、ここでサポートを受けた事業者は市内にあるのか。
- 商工観光課長：昨年もおととしも、残念ながら下野市内にはない。
- 村尾副委員長：補助制度があるということ、市内の中小企業者には周知されているのか。
- 商工観光課長：昨年組織した、立地企業連絡協議会の総会等の度に、こういったいろいろな資料を渡すとか、昨年メーリングリスト等もつくったので、県等から来たものについては極力出すようにはしているが、積極的にやっているかということ、届いているとは思いますが、という状況である。

採決の結果、賛成多数により所管部分について認定すべきものと決す。

認定第6号	平成29年度下野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について
-------	--------------------------------------

#### 質疑・意見

- 村尾副委員長：全体的なこと、29年度実施してきて、公共下水道の普及率がどのくらい伸びたのかというようなことは、どこかに総括で書いてあるのか。
- 下水道課長：附属資料204ページをご覧くださいと、「5. 今後の事業展開」

- というところに、「平成29年度末の下水道の整備状況は、全体計画に対して73.0%であり、水洗化率は94.7%となっている」と、数字は出してある。全国的に使っている普及率というものになるが、下野市の30年4月1日現在の普及率は76.8%で、去年が76.3%であったので、0.5%伸びている状況である。
- 村尾副委員長： そうすると、年間で0.5%伸びたということになるが、この用語、言葉の意味を説明していただきたい。全体計画に対して73.0%整備されたということは、接続可能なところが73.0%であって、そのうちの水洗化率は94.7%という意味であるのか。それで、普及率と言った時には何になるのか。
- 下水道課長： まず、普及率については、行政区域内の人口で供用開始になっている地区の人口を割った数字が普及率になってくるので、普及率のほうは市全体の人口で使えるようになっている所の人口を割った数字ということになり、これが一般的に使われている数字ということである。それで、附属資料に載っている「全体計画に対して」というのは、全域一帯は、下水道の計画になっている区域内の人口で割るとこの数字ということなので、こちらの数字というよりは、普及率の76.8%というほうの数字を使っただけであればと思う。すみません。附属資料の載せ方が申し訳なかったが。
- 村尾副委員長： 了解した。それで、水洗化率というのは、全体計画と同じように、計画地域世帯に対しての割合ということになるのか。
- 下水道課長： 水洗化率は、供用開始内人口、下水へつなげることが可能になっている人口、浄化槽で水洗化をできる人たちで、既に水洗化をした人たちを割った数字であり、下野市は94.7%ということである。
- 村尾副委員長： そうすると、意欲があれば、その気になれば接続できるのに接続していないというお宅もでてきているのだろうが、それはどのくらいであるのか。まあ、これは浄化槽もカウントしているのでちょっとややこしいのかもしれないが。
- 下水道課長： 公共下水道の部分であるが、供用開始になっている人口が46,166人、それに対して、水洗化一つなげている人たちの人数が43,723人。これが公共下水道の部分になる。
- 村尾副委員長： この供用開始になっている区域で、水洗化していない、接続していないお宅への接続促進というか、働きかけはどのようにしているのか。
- 下水道課長： 供用開始になってから3年以内につなげるということにはなっているが、今現在浄化槽になっていて、それで特に支障がなければ、つなぎかえるのにも費用がかかるので、なかなかしてもらえないということがある。職員がつないでいない世帯を回ってお知らせをしたり、非常勤職員を雇っているが、そちらの方にも回っていただいて接続の働きかけをしたりしているが、なかなか伸びていかないというのが実情である。
- 村尾副委員長： 特に、合併浄化槽を設置してしまっているお宅はなかなか下

水道には接続しにくいのだろうと思うが、小山用水の沿線という市街化区域であるのに、そこで合併浄化槽を使っていて接続していないお宅が結構あるということを聞いてちょっと驚いた。そこへの特段の働きかけというのはないのか。

●下水道課長：特にそこを中心にとか、そういう形の働きかけということではなく、やはり市内全域でつないでいないところを回っていくという形をとっている。

○村尾副委員長：困難な仕事だと思うが、戸別訪問して成果が表れた件数はどのくらいか。

●下水道課長：ことし何件接続可能になったとか、そういう統計を特にはとっていないので、どれだけ成果が上がったかということとは言えないが、やはりどうしても現状で不都合がない家というのはなかなか接続替えをしていただけないというのが実情なので、働きかけをしてもなかなか接続率があがらないというのが実情である。

●下水道課長：ご質問があった、公共下水道事業の普及率の部分であるが、再度ご説明させていただきたいと思う。附属資料の204ページになるが、「5. 今後の事業展開」の部分で、「下水道の整備状況は、全体計画に対して73.0%」の部分、全体計画面積に対する整備済みの面積の割合になっている。全体計画面積は、1,444.8ヘクタールに対して整備済みの面積が、1,055.02ヘクタールで割合が73.0%である。整備済み面積は前年度から9.09ヘクタール増加している。普及率は行政区域内人口に対する供用開始区域内人口の割合になる。行政区域内人口は、6万84人に対して供用開始区域内人口は、4万6,166人で割合は76.8%となっている。前年度から346人0.5%の増加となっている。水洗化率であるが、供用開始区域内人口に対する水洗化の人口の割合になっている。供用開始区域内人口、4万6,166人に対して水洗化人口は4万3,723人、割合は94.7%になる。前年度から497人、0.4%増加している。農業集落排水特別事業会計決算の中でご質問があった起債の償還の最終年度について、現在の借入金については、平成44年度が最終の償還となる。

○貝木委員：前年比だと歳入で8.4%、残念ながら低くなってしまったが、歳出のほうで頑張って9.3%のマイナスということで、普通に考えれば、トータルで見ると、とんとんくらいかなと思うが、トータル13.9%の増という黒字になっているということは、何が一因だと思うか。

●下水道課長：附属資料の206ページに平成28年度と29年度に比較が出ている。歳入で行くと国庫支出金、こちらが平成28年度のところは平成27年度の繰り越しということで1億3,700万円というのが含まれている。それと繰越金であ

るが、平成27年の繰越明許ということで2,710万円、それと市債であるが、こちらでも平成27年度の明許ということで、1億2,540万円というのが入っているので、その差ということで歳入の差が出ている。それと歳出についても、同じように明許の関係が大きく影響しているということで、単年度での事業を比較するとそれほど差が出ているわけではないというのが実情である。

- 貝木委員：先ほど聞いたのは、入ってくるお金がマイナスになってしまったが、出ていくお金もマイナスにしたということは抑えられたということだろうから、数字だけ見るとほとんどとんとんなのに、トータルの歳入合計を見ると13.9%という黒字であったので。その一因は、先ほど言っていた繰越金のためということによろしいか。了解した。

**採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。**

認定第7号 平成29年度下野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

質疑・意見

**[歳出]**

**2款1項 公債費**

- 村尾副委員長：公債費が29年度も2億円ちょっとあるが、農業集落排水の償還金はあと何年かかるのか。償還金の残高はどのくらいあるのか。
- 下水道課長：償還が終わるまでの資料がないので、後ほど調べてお伝えしたい。農業集落排水の10年後の元金が1億1,985万1,000円残る形である。
- 村尾副委員長：そうすると、さらに10年以上は、農業集落排水の会計を維持していくということですね。了解した。公営企業会計に31年度から移行することになっているが、29年度はその移行のための事務がなされたと思うが、完了したのか。固定資産台帳などはできているのか。
- 下水道課長：作業は継続して実施している。固定資産台帳については、28年度分までは終了している。現在、29年度分について作業を行っている。それに伴う条例改正等もあるので、その作業や関係各課とのすり合わせを実施しているところである。
- 村尾副委員長：公営企業会計に移っていくために、事務量が増えることになるのか。人員配置はどうなっているのか。公共下水道についても同様であるが。
- 下水道課長：担当課としては、確かに業務量が増えるということもあり、増員を要望しているが、全庁的に職員数が足りないということもあるので、今後

も要望はしていきたいと思う。

**採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。**

認定第8号 平成29年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業  
特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・意見

**【歳出】**

- 村尾副委員長： 29年度は一部補償費を執行したという話だった。これは残された部分の事業が実施できる見通しがついたと理解してよろしいか。
- 区画整理課長： 29年度の補償費については、毎年支出している使用収益損失補償である。
- 村尾副委員長： 事業完了に向けての見通しはどうか。
- 区画整理課長： 事業の早期完了に向けて、現在もどのような方法があるのか、どのように推進すれば期間や経費削減が図られるのかを、県とも相談しながら進めているところである。状況としては、足を運んで交渉を進めているところであるが、詳細については差し控えさせていただく。
- 村尾副委員長： なかなか同意を得られないところがあるとのことだが、何件あるのか。
- 区画整理課長： 調整を行っているのは3件ある。移転の同意という部分では2件である。

**採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。**

認定第9号 平成29年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業  
特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・意見

- 石田委員： 現地調査も行ったが、第二工区の残工事に関して同意は得られているのか。大規模工事が進んでいるが、まずは同意が100パーセントないと、資金繰りについても行き詰ってしまう。幹線道路が抜け、雨水下水が整備されれば普及させられるかと思うが、未同意者はいるのか。予算が無くて進まない

のか、その辺を伺う。

- 区画整理課長：平成23年に事業計画の変更があった。その時の縦覧の際のご意見として、仁良川下地区及び、西坪山地区の一部の地権者から、事業への同意という形では困難であるという意見書の提出があった。それから、現在に至るまで、前者については、戸別の交渉によって、事業への同意を得るに至り、事業を進めているところである。後者についても、同様に事業の同意に向けて推進していきたいと考えている。
- 石田委員：仁良川下については見通しが立ったと。西坪山については今後の工業団地造成にも関係してくるところなので、担当課のみでの交渉では難しいと思うので、全庁的に取り組んでいく必要がある。
  
- 区画整理課長：ご質問いただいた事業計画の縦覧を行った際の事業に対し、一部合意形成がされていないところの説明をさせていただいた中で、2つのグループについて説明させていただいたが、1グループのみが、今合意形成を行っているような発言をしてしまったので、全域の中には若干名合意形成に向けて取り組んでいる地権者もあるので訂正し、補足させていただきたいと思う。
  
- 村尾副委員長：保留地処分金で大きな収入があるが、何件で面積はどのくらいであったか。何が奏功したか。
- 区画整理課長：29年度で、一般保留地6件を販売し、金額5,270万5,000円である。保留地については、市のホームページに掲載している。また、短期的な取り組みとしては、毎年10月の栃木住宅フェアへの参加や、議会からご提案いただいた住宅展示場のハウスメーカーへの訪問を行い、PR活動を実施した。民間活力を検討し、近隣の企業や工場を訪問しPRしたことも功を奏したのではないかと考えている。
  
- 松本委員長：この事業は非常に大変な事業だと思っている。保留地処分金については事業に充当されるわけだが、どれくらい保留地が残っているのか。
- 区画整理課長：平成29年度末で16区画である。
- 松本委員長：面積はどのくらいか。
- 区画整理課長：4,908平方メートルである。
- 松本委員長：第1工区の場合は旗竿地が多かったが、第2工区はいい場所が保留地となっている。第1工区は何区画が残っているのか。
- 区画整理課長：第1工区は10区画が残っている。旗竿地があるが、今年度に入り1区画を販売している。

- 村尾副委員長： かなり宅地化されてきているが、所有者があっても、雑草等の繁茂により近所に迷惑をかけている区画があり、見に来た方にも印象が悪いと思う。環境課とも連携していると聞くが、改善されていない所もある。対策をどのように考えているか。
- 区画整理課長： そのような所が何カ所もあり、特に目立つ所が1カ所ある。市で管理している土地については、シルバー人材センター等の委託業者、または直営で対策は講じているが、個人所有の土地には立ち入ることが困難な状況であるので、そういう部分は環境課と連携をとり、所有者に連絡を取り進めているところである。
- 村尾副委員長： 働きかけのところは環境課になるということですね。全く改善されないところがあるので、区画整理課からも環境課に強く働きかけてほしい。直接所有者に働きかけないと効果がないように思う。しの竹については周りの方が本当に迷惑するのでよろしくお願いしたい。

**採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。**

**延会**

## 平成30年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成30年9月11日(火) 午前9時30分～午前11時13分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	村尾光子
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘
〃	○	貝木幸男	〃	○	石田陽一
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	瀧澤卓倫	建設水道部長	高德吉男
農政課長	清水光則	農業委員会事務局長	近藤和行
商工観光課長	濱野岳仁	建設課長	栃本邦憲
都市計画課長	近藤善昭	区画整理課長	五月女治
水道課長	保沢明	下水道課長	長塚章
スマートIC建設準備室長	伊澤巳佐雄		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	星野登	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 磯辺香代委員 石川信夫委員

○一般傍聴者 0名

議案第56号 平成29年度下野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第10号 平成29年度下野市水道事業会計決算認定について

## 質疑・意見

○村尾副委員長：初歩的な質問で恐縮であるが、決算書の32ページに資本的収支の補てん財源明細書があり、このうち損益勘定留保資金の当年度分2億8,551万6,103円とあるが、備考の部分に留保資金は、減価償却費と資産減耗費とある。3ページの損益計算書の中では、減価償却費が4億6,463万円、資産減耗費が2,665万円と書いてあるので、2億8,551万6,103円の額がどこから導き出される額なのかわからないので教えてほしい。

●水道課長：村尾副委員長のお話の部分については、23ページの4目の部分に減価償却費と出ていると思うが、4億6,463万3,314円と5目の資産減耗費、2,665万9,103円を足して、また収入として、20ページの4目に長期前受金戻入のお金を差し引きする。こちらのお金については実際にやり取りしない支出をしないお金であり、支出から収入を引いた残りを留保資金という形で計上している。

○村尾副委員長：長期前受戻入金というのを差し引くということですね。了解した。

監査委員さんの決算審査の報告を見ると、未収金が大幅に増加しているとあり、どうやらそれは使用料の未納が増えている書き方だったが、今回未収金がかなり増額になったということはどういう原因か。

●水道課長：未収金がどれだけあるかがこの調書ではわからないと思うが、決算書の8ページの貸借対照表、資産の部の流動資産(2)未収金、8,900万円ほどあると思うが、こちらは3月いっぱいまでにお金が入らなかった未収金になる。監査委員の報告には大幅な未収金があるとあり、そちらについて昨年と大きく違ったものは、負担金と国庫補助金が3月までに入ってこなかったことで、事業において3月までかかった話がありその精算で国庫補助金と負担金について、4月以降になってしまったということである。現在は入っているが、国庫補助金については、重要給水施設の整備事業として、2,212万円である。負担金としては、大松山の整備に伴う負担金として、3,200万円。消火栓の負担金として1,260万円、これで6,600万円ある。そのお金が主なものである。

○村尾副委員長：29年度は使用料の未収に相当する分は、そんなに大きくなかったということになるのか。

●水道課長：使用料については前年度とほぼ同じ金額となり、1,300~500万円の未収金がある。3月に調定を上げて3月いっぱいに入らず、4月以降となってしまうので、未収金も毎年それぐらい残ってしまう。

○村尾副委員長：使用料金について伺いたいが、20ページによると、給水収益の中の水道料金は、14万8,121件、平均4,958円ですよね。この時の件というのはどういう意味なのか。1世帯が1回支払ったら1件になるのか。1世帯は年間

2カ月に一度だから6件払っているということになるのか。

- 水道課長：そのとおりである。
- 村尾副委員長：未収になっている世帯というのはどれくらいになるのか。
- 水道課長：世帯までは確認していないが、金額では1,534万2,251円となっている。
  
- 村尾副委員長：14ページに工事の内訳があるが、配水管改良工事のところに導水管布設替と排水管布設替がある。この意味を伺いたいが、導水管と言った場合は水源から配水場まで、配水管の場合は、配水場から各世帯へいわゆる水道管を敷設するということで理解すればよろしいのか。
- 水道課長：そのとおりである。井戸から配水場までが導水管と呼んでいる、配水場から各家庭に配るものを配水管と呼んでいる。
  
- 村尾副委員長：石橋4号井戸が廃止すると聞いていたが、29年度の用地返還のための工事はなされなかったのか。
- 水道課長：廃止予定ではあるが、まだ工事は行っていない。買った先の相手方とまだ協議中であり、どういう形で処分するか決まっていないため、工事は着工していない。
- 村尾副委員長：雇用促進事業団の住宅が売却されてほかの所有者となっているということか。それはどこか。
- 水道課長：売却は終わっているが、相手方のメモが手元にないのであとで報告でよろしいか。
  
- 村尾副委員長：南河内の12号井戸を掘ったのが、平成28年度でしたよね。それがまだ配水場まで接続されていないと聞いたが、なぜそれをすぐやらなかったのか。
- 水道課長：平成28年度の認可を取るために先に掘ったわけである。井戸を掘って水質とか確認し、水が出るかどうか確認しなくてはいけない関係もあり、先に井戸を掘ったという経過がある。今後配管ルートとか検討し、ことし30年度にルートの確認等で業務委託を出しているところである。
- 村尾副委員長：水量的には今大変不足しているわけではなくて、12号の井戸を使わなくてもやっていけるということになるわけですね。
- 水道課長：そのとおりである。ただ、余裕があったほうが良いので、12号井戸を掘った経過がある。
  
- 村尾副委員長：監査委員の報告の中に、施設の利用状況が説明されていて、下野市の場合の施設利用率は高い数値となっている、としている。この施設利用

率と言った場合と、5月に説明いただいた水道施設整備計画の中で書かれている稼働率は意味合いが違うのか伺う。

●水道課長：こちらについては、計算が違う。6月に基本計画でお話しした稼働率については、井戸の取水の量を最大限として計算している。施設利用率は配水量で計算している。計算式も28年度と29年度では数字が違うが利用率の計算として、1日の排水量÷1日配水能力とあると思うが、事業認可の変更で配水能力が28年度は2万6,710だったものが、29年度の認可変更において、2万3,800という形で少なくなった関係で、分母が小さくなり、29年度の施設の利用率が大きくなった経過がある。

○村尾副委員長：そうすると監査委員さんの報告からいくと、施設利用率はとても高い印象があって、これだったら配水場の統廃合とか排水区域の変更とかしなくてもいいのではないかという印象があるが、ちょっと紛らわしいですね。やはり配水能力と言った場合には、配水場の最大の能力で考えるのではないのか。ポンプではないのか。ポンプになるのか。

●水道課長：どれだけ配れるかということになるので、配水よりも取水のほうが上回っているので、配水値の配水能力と井戸の取水能力とあるが、上回っているので、基本計画のほうは計算して出したわけである。

○村尾副委員長：基本計画の水道施設整備検討のところで配水能力が6カ所の配水場のトータルで、4万234立法メートルとなっている。これは配水場の能力と理解してはいけないのか。

●水道課長：そちらについては水道の基本計画になるので、施設の利用状況の計算とはまた別問題と考えていただきたいと思う。

○村尾副委員長：それでは施設の更新や統廃合するということは、この決算の状況からでは、違う意味合いをもって検討するということですね。了解した。そのように考える。

●水道課長：先ほど村尾議員からご質問があった未収金の件数だが、全部で2,910件である。

○五戸委員：今、大地震が来ると必ず水が止まる。下野市の場合、21ページの自家用発電機と書いてあるが、もし電気が止まった場合、発電機でやると思うが、こういった機械というのは取水・配水場に全部装置されているのか。

●水道課長：発電機については、全ての所の取水場、配水場が整備されているのが望ましいが、下野市としては、1カ所国分寺の第2配水場については発電機がない状態である。ほかの所は全部ある。国分寺の第2配水場については高架水槽で、停電になったとしても上に水がある限り配水することはできる。

○五戸委員：了解した。

○坂村委員：未収金のことであるが、先ほどの村尾副委員長と関係するかもしれないが、年度の切り替えということも理由であったと思うが、単純に滞納している方はいるのか。

●水道課長：滞納者も実際はいる。滞納者については市の条例に基づいて給水停止等の処理をしていくわけであるが、実際にお金を工面しないと払えないという方については、分納の契約をして分納で納めてもらっている状況である。

○坂村委員：ありがとうございました。いろいろな理由があると思うが、どのように向き合っているのかと思い質問した。

○村尾副委員長：未収金の下に書いてある貸倒引当金というのは、将来的に不能欠損になるものであるのか。

●水道課長：そのとおりで、不能欠損の引当金になっている。

○村尾副委員長：16ページ業務量のところに示されているが、有収率が前年よりも3.69%下がったとのことであり、結構大きな下げ幅だと思うが、理由を伺う。

●水道課長：はっきりとした原因はわからないが、未収率低下の原因としては、監査委員の指摘のとおり、漏水とか、また管路工事をやった時の管路清掃とか。火災が起きた場合における消火栓からの消火活動、あとは水質保全のために流末から水を抜くような作業もしている。そういったものも含めて、はっきりした原因はわからないが、今回3.69ポイント下がった状況である。

○村尾副委員長：それでは、こういうふうに下がったという結果が出た時のほかの要因として、大きく前年度と変わった部分はあるのか。

●水道課長：前年度と変わったところについては特段ないが、漏水関係については前年度と同じくらいの件数がある。老朽管が多くあり、昭和40年くらいの配水管、当時、水道事業が始まってすぐに給水された方、そういったところの漏水が多い状況である。

○村尾副委員長：石綿管の布設替えは計画的にやっていると思うが、あとどのくらい残っているのか。

●水道課長：石綿管については、平成29年度で1,484メートルを実施した。石綿管については、合併当初は石橋地区が結構多くて4万2,750メートルほどあったが、前年度までに実施した中で、残りについては1万1,400メートルほど残っている。こちらについては配水管の更新を計画的に実施してまいりたいと考えている。

○村尾副委員長：完了するのは何年くらいになるのか。

●水道課長：できるだけ早く布設替えをしたいが、ただ入っている場所について、石橋の町なかの4号線の裏側というか民地側に配水管が通っており、そち

らの布設替えは4号線の歩道が整備されないと歩道側からは布設替えができないと考えていて、そちらについてちょっと時間がかかってしまうと思う。また、姿川の西側の上台・細谷・橋本周辺のほうにも石綿管がたくさん残っていて、そちらの更新も順次やっていくが、やはり時間がかかってしまうと思う。なかなかいつまでとは言えないが、通常であれば、本当なら年間2キロメートルくらいはやりたいが、2キロメートルやれば5～6年で終わるわけだが、そういった形でできずに29年度も1.4キロメートル、ことしは1.7キロメートルやる予定ではいるが、やはり1キロメートルくらいになってしまうと10年くらいかかってしまうかなと思う。

○貝木委員：先ほどの坂村委員からの質問の時に、滞納者宅への対応として水を止めるという話であった。ことしのような酷暑の場合、水は大切なライフラインだと思うが、どのくらいの滞納に対してそのような措置をとっているのか伺う。

●水道課長：毎月、滞納者に対しては給水停止しますよという形で、条例に基づいて催告書や給水停止通知書等を出して、順を追って停止をしているが、最終的に止水栓を止めるような形になるまでには、通知を出してから2～3カ月はかかるので、それまでにはなるべく払っていただくようにしている。もし本当に払わない場合、給水停止する方が毎月10人前後はいるが、一部もしくは全額払うなどしてから開けるような形になっている。

○貝木委員：通知を送ってから2～3カ月ということは、トータルでは半年とかそういうことになるのか。

●水道課長：大体通知を送ってから3カ月ぐらいで。最初に、料金が納まっていないということで、再度、振替の通知を出している。その後で督促状を送り、その後に催告書を送る。その後に給水停止通知予告書、給水停止事前通知書、給水停止執行通知書という順番で処理をしていく。その期間については大体2～3カ月になる。

2件一括採決の結果、全員賛成により可決及び認定すべきものと決す。

議案第47号 平成30年度下野市一般会計補正予算（第2号）【所管関係部分】

## 【歳出】

### 6款1項3目 農業振興費

○村尾副委員長：有害鳥獣被害防止対策事業について、多分新規なのかと思う

が、連絡協議会委員の構成、委員会ではないのでおひとりかと思うが、どういう方がなるのか。また、捕獲した場合の処分については、どういう方法をとるのか伺う。

- 農政課長：野生鳥獣被害対策連絡協議会は新規で立ち上げるもので、構成としては関係自治会・農区長・JA・JA共済・猟友会・県・市というメンバー構成を予定している。協議会では、被害情報を共有し、対策を検討するとともに、鳥獣被害防止計画の改定に取り組むことを考えている。また、有害鳥獣捕獲の委託料20万円については、有害鳥獣の駆除隊を結成し、鳥獣を捕獲して処理をしていただくということで、処理については小山の焼却場で焼却処分することを考えている。
- 村尾副委員長：この協議会はこれから立ち上げるということであり、構成員は何人かいるわけで、報償費が3万円というのはとても安いような気がした。支払う人は限られているのか。
- 農政課長：県・市・教育委員会・JA等については報償費を払わないので、3,000円かける5人ということで、自治会とか農区長さんにお支払いすることを考えている。

### 7款1項2目 商工業振興費

- 村尾副委員長：工業団地管理事業の中で、柴工業団地調整池の土壌検査を行うということであるが、この検査内容を伺う。定期的な検査であるのか。
- 商工観光課長：柴工業団地の調整池については、できてから30~40年経つが、一度も清掃が行われておらず、堆積した土壌が1メートルほど溜まっており、計画流量と実際に入ってくる量がとんとん、目いっぱいという状態であり、余裕を持たせるために、撤去作業をしたいと考えている。ただ、撤去するにしても、その土が産廃に持っていかなくてはならないものなのか、それとも本当の土として処理できるものなのかということを確認して、その結果次第によって工法を考えていこうということで、計上したものである。
- 村尾副委員長：それでは、検査項目としては有害物質が含まれているかどうかをチェックするということか。
- 商工観光課長：法的にこれとこれをやりなさいというふうに決まったものではないが、持って行く先、受け入れ先でどうしても必要なものであるので、一般的な項目で検査したいと考えている。

### 7款1項3目 観光費

- 村尾副委員長：天平の丘公園イラストマップの翻訳については何か国語で作るのか。
- 商工観光課長：英語、中国語が2つ、それと韓国語ということで考えている。

- 村尾副委員長： 観光協会への交付金355万7,000円の算定根拠はどうなっているか。
- 商工観光課長： 交付金については観光協会職員の給料になる。事務局長について前年度は再任用職員を任用していたが、今年4月1日からは課長職のものが事務局長になっているのでその分になる。
- 商工観光課長： 先ほどお話のあった天平の丘イラストマップの翻訳については、ドイツ語を含めて5か国語となる。

### **8款2項1目 道路維持費**

- 五戸委員： J R小金井駅東西自由通路修繕事業について、修繕委託料がマイナス6,000万円となっているが、この内容を伺う。(内訳)
- 建設課長： 東西自由通路の今回の補正については、今年度の事業費6,000万円の減額補正とさせていただいた。内容については、今回の補正予算で申し上げると、5ページの継続費補正をご覧いただいたほうがおわかりいただけると思う。まず、当初予算では平成30年度の年割額が、補正前は1億4,000万円とさせていただいたが、今回の補正で事業費がそれぞれ、J Rそれから補助金も絡んでおり、国・県等との調整の中で、補助対象事業費が8,000万円の見込みということになったので、その分の差額6,000万円を今年度減額補正し、ほかの年度に、31年度・32年度にそれぞれ振り分けたということである。
- 五戸委員： 了解した。

### **8款2項2目 道路橋梁新設改良費**

- 村尾副委員長： 道路橋梁新設改良費、一般市道整備事業の中の線路侵入防止フェンスということだが、内容と場所について伺う。
- 建設課長： 場所については、J R小金井駅の北にある小山電車区の区域内になる。詳細な場所については、資料により説明。底地はJ Rであったが、かねてより市道認定されており、長年の課題となっていた。鉄道敷なので、管理にあたって軌道内への立ち入りが必要となるため、J Rとしては営業上好ましくないため、フェンスで立ち入りを制限している。地域の方の通り抜け等、市道認定されているにもかかわらず、制限が多く使い勝手が悪いということがあり、J Rと長い間にわたり協議を進めてきた。今後、J Rと協定を結ぶことにより、通常の市道と同じように使える見通しが立った。また、これまで市道を閉鎖して管理していた部分について、J R側にフェンスを移設する、現実的には、撤去、新設という形での委託料になる。併せて、当地から南に延伸したJ R沿いの道について、分譲宅地があるが、こちらも同様の状況があったので、併せて市の方で管理をさせていただくということで、協議が整った。今回の予

算措置1,000万円については、この部分について整理をするための予算ということである。

- 村尾副委員長： 土地購入費1,920万円の減額は、この用地に関することか。無償で市の土地としていただけるということか。
- 建設課長： 当初予算の段階では、昨年も半年以上も前にJRと協議中であつたわけだが、その段階での協議では、市のほうで土地を購入し、通常のような形で整理するということであつた。ところが、当初予算にあつたように2,000万円近くの土地購入費や経費がかかるということで、JRとも良い方法を模索していた。JRの理解もあり、用地買収を伴わず、できるだけ市の負担にならないような形で、協議を進めてきた。今回、当初予算を減額して新たにフェンス移設をする形になった。JRの鉄道に隣接した土地なので、JRと協定を結んだうえで、JRへ工事を委託することになる。
- 村尾副委員長： 交渉した成果だと思うが、7238号線について市道として認識がなかった。どれくらいの人が利用していたのか。併せて、市道7246号線はアンダー部分になるが直接つながっているのか。
- 建設課長： 少なくとも隣接する方はこちらの道路に利便性があるので利用している。現在のような問題は国鉄の時代にはなかったと聞いている。JRで資産管理を明確にするにあたって、このような現状に至った。かつて国鉄の時代に旧町において道路認定をしていた状況である。交通量の調査はしていないので申し上げられないが、この地域の利便性のある道路ということは従来からあつた。そのような中でも、通り抜け禁止といいながらも、敷地内なので責任は負わないとして、日中は開放しているわけだが、実際には市道としてあつたほうが利便性があると認識している。それと南のスーパー近くのアンダーの南側だが、ここは住宅地が分譲されており、少なくとも南側からは接道している道路となっているので、この地域の方にとって、なくてはならないものである。
- 石田委員： マンホールがあるが、土地を買わないで無償提供を受け、今後は市の土地になるということか。
- 建設課長： あくまでもJRと協定を結び、無償提供ではなく、協定の中で使用させていただくという形である。底地がJRであることには変わりはない。
- 石田委員： ここにあるマンホールは市のものなのか。JRの建物の排水なのか。
- 建設課長： マンホールについては実態として、下水道なのかJRのものなのか、改めて確認したい。例えばこれが下水道の占有している物件ということであれば、当然占有者の管理でもってやることになるし、市道として認定したうえで、市で管理している以上は、道路としての機能を保持するため、市での管

理と、あくまでも底地はJRであり、協定に基づき無償で使わせていただき、一般の市道と同じような機能を持たせることを考えている。

#### **8款4項1目 都市計画総務費**

○村尾副委員長：空き家バンクリフォーム支援が新規事業として計上されたが、内容について詳しい説明を願う。

●都市計画課長：空き家バンクリフォーム支援については、空き家バンクに登録した物件のリフォームに係る補助である。補助の条件としては、空き家バンクに登録した物件に限られる。それと、工事の部分と家財の処分に関する部分について補助を行う。リフォーム工事については20万円以上の工事、家財処分については5万円以上、1住宅1申請者につき1回限りとなる。補助の対象者としては、空き家バンクに登録した物件の所有者、購入または賃貸をする方が対象となる。補助率は2分の1、限度額がリフォーム工事が50万円、家財処分は10万円となる。

○村尾副委員長：これの予算は議決されたらすぐ実施するのか。

●都市計画課長：現時点では登録がないので、登録が上がってから登録者と相談したい。

#### **8款4項3目 公共下水道費**

○村尾委員：公共下水道事業特別会計への繰出金だが、計画区域を拡大するということであったが、どの部分になるのか。地域を示されたい。

●下水道課長：計画区域の拡大ということではなく、今ある計画区域内で、整備する箇所を拡大するということである。地域については資料により説明。上古山地区と若林南地区の実施設計、それと、下石橋地区、中大領地区、仁良川区画整理地内の雨水管渠の実施設計ということで、今回の補正ではこの地区について計上している。

採決の結果、全員賛成により所管部分について可決すべきものと決す。

— 休憩 —

議案第51号 平成30年度下野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・意見

## 〔歳出〕

### 4款1項1目 一般会計繰出金

- 村尾副委員長：一般会計繰出金は前年度29年度の繰出金を、一般会計に繰り入れるということだと思うが、この内訳を見ると定期償還金充当分とあるが、これは29年度に償還すべきものがいらなくなったと理解していいのか。定期というのは毎年決まった額を償還するわけで、その分も一般会計に戻してしまうということはどう理解したらいいのか。
- 下水道課長：繰入金に関しては、基準内繰入と基準外繰入で、下水道に関しては両方の繰り入れをしている。基準内繰入だけであれば、ご指摘を受けた定期償還分の返還というのは生じないが、それ以外の部分、基準外の部分があるので、そういった部分を再精算して、繰入金の充当順位というようなわけではないが、何に充当していくかという基準内繰入をまず優先的にやって、不足部分に基準外を充てていくということになる。その計算をした上で、定期償還分4,800万円が過剰になるのか、充当する必要がなくなったということで、今回返還という形を取っている。
- 村尾副委員長：そうすると29年度の決算状況では、29年度中に償還する分は償還したということであるか。予算上取っていた償還充当分がいらなくなったことになるのか。よくわからないが。
- 下水道課長：説明不足で申し訳なかったが、繰入である。原則、下水道事業の特別会計であるので、自分のところの特会での収入を第一に充当していくということなので、分担金、負担金、使用料というものをまずは充当していく。その後、不足部分について、繰入とかを充てていくという形を取るわけである。当初の予算では、使用料とか、分担金、負担金について金額的に見込みが少ないというか少なかったもので、その分不足している額を繰入のほうを充てると、でも実際決算にあたっては使用料とか、分担金、負担金が、予算よりも多く入ってきたということで充当を掛け直した時に、結果的に定期償還のほうに、いわゆる特会のほうの一般財源の充当が増えたので、一般会計からの繰り入れを充当する必要がなくなったということで、その分を減額したということである。定期償還だけではなく、建設費充当や人件費充当もやった結果なので、4,800万円という金額は少し大きく見えるが、充当の必要がなくなったということの減額で、定期償還については、当然であるが全額償還は行っているもので、その財源が一般会計からの繰り入れではなく、一般財源で済んだということになる。
- 村尾副委員長：ここに書いてある定期償還金充当分は、29年度の会計についてであるか。それとも30年度の償還金に充てるものがいらなくなったということになるのか。

- 下水道課長：これはあくまで29年度の繰入金の精算ということになる。償還も29年度に対しての繰り入れということで、その分の4,800万円を返還ということである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第52号 平成30年度下野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第53号 平成30年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第54号 平成30年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第55号 平成30年度下野市水道事業会計補正予算（第1号）

質疑・意見

- 村尾副委員長：債務負担行為の限度額を示しているものであるが、この2件について委託先はもう決定しているのか。
- 水道課長：上下水道の料金については、ことしの12月で業務委託が終わってしまうので、来年1月からの業務という形となる。委託先については決まっていない。水道施設の維持管理業務について、現在行っている業務が今年度3月いっぱい完了し、来年の4月からの長期計画の関係のものになる。内容については、現在行っている内容と同じ内容となっている。維持管理業務についても業者は決まっていない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第58号 工事委託協定の締結について

質疑・意見

- 村尾副委員長：この工事期間中に、東西自由道路が通行止めになる期間があるのか。
- 建設課長：工事期間中においても通行を制限することはない。あくまでも先だつての説明と重複するが、鉄道の営業時間が終了した夜間工事が基本となるので、その時間については通行制限を設ける期間はあるかと思うが、通常の間はないと考えている。
- 村尾副委員長：利用者が不便をきたすことはほとんどないというわけですね。ここにある協定の金額というのは協議の結果だと思うが、JRから示された額なのか、市がある程度積算して協議した額であるのか。
- 建設課長：積算についてはJRのほうの積算である。あくまでもJRが主体となった、電機、建物等全てもろもろの業種があるが、そちらを全て積算した上で示された数字である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

特記すべき事項

- 村尾副委員長：審査過程でも質疑したが、家畜の悪臭、畜産振興事業として対策は長年同じように講じられてきたが、今までの方法ではちっとも解決されていないということもあるので、公害防止対策については特に新たな方法を考えていただきたいと思う。石田委員からも出ていたように下野市では行っていない子牛の補助制度も視野に入れていかななくてはならないと思うので、畜産振興について、特記していただければと思う。

5. その他

なし

閉 会